

24新上財第 169 号
平成24年12月10日

各所属長様

新上五島町長 江上悦生

平成25年度新上五島町予算編成方針について

平成25年度予算の編成方針（要求基準）を別紙のとおり定めましたので、各所属長におかれては趣旨を十分に踏まえ、予算要求書（見積書）の提出をお願いします。

I 予算編成の背景

1 平成25年度の国の予算動向

国は、平成24年8月17日「平成25年度予算の概算要求組替え基準」について閣議決定し、平成25年度予算の概算要求に当たっての基本的考え方を示しました。その中で、東日本大震災と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約、超高齢化社会の到来など様々な困難に直面している今、新たな経済社会構造への転換が求められていることから、我が国が再生するために進むべき方向性を示す「日本再生戦略」を策定し、それに基づく施策等を通じて経済成長と財政健全化を強力に進めて行くとしています。

基本的な考え方として、まず東日本大震災、原発事故からの復興に全力を挙げるため、復興に係る経費については東日本大震災復興特別会計とあわせて一般会計においても公共事業関係費及びその他施設の範囲内において、防災・減災対策事業への予算配分の重点化を図ることとしています。

また、「日本再生戦略」と総合特区等の戦略的手段を踏まえた重点分野に対し、省庁の枠をこえた府省横断的な横割りの予算配分を徹底することで捻出した財源を増額配分することとしています。

更には、各府省の類似施策の重複排除の徹底や行政事業レビューの結果等の的確な反映、前例踏襲主義の排除等、既存の歳出予算全体を見直して組替えることで財源を捻出し、重点分野への配分と歳出の大枠（71兆円）の遵守の両立も図ることとしています。

一方、「平成25年度総務省所管予算概算要求の概要」では、出口ベースでの交付税総額を1.5%減の1兆1,970億円と見積もっており、予算編成に向け厳しい調整となる認識を示しています。

なお、政府予算案の作成は越年の可能性が想定されることから、引き続き予算編成動向に注視していく必要があります。

2 平成25年度長崎県予算編成の基本姿勢

県は、「新」行財政改革プランに従い、平成23年度から平成27年度までの5年間で約135億円の収支改善に取り組んでおり、将来にわたり持続可能な財政の健全性を維持するため、自主財源の確保につながる施策を推進するとともに、人件費・公債費の抑制等、引続き更なる収支改善に努めて行くことが必要

としています。

このことを踏まえ、県では「長崎県総合計画」に掲げる「人が輝く長崎県」、「産業が輝く長崎県」、「地域が輝く長崎県」の3つの基本理念を予算編成の柱として、次に掲げる10の政策に一層の重点化を図ることとしています。

《長崎県総合計画に掲げる⑩の政策》

1. 未来を託す子供たちを育む
2. 一人ひとりをきめ細かく支える
3. 人を育てる、人を活かす
4. 力強く豊かな農林水産業を育てる
5. 次代を担う産業と働く場を生み育てる
6. 地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める
7. アジアと世界の活力を呼び込む
8. 「地域発の地域づくり」を進める
9. 安全・安心で快適な地域をつくる
10. 地域づくりを支えるネットワークをつくる

なお、要求に当っては、社会情勢や県政を取り巻く環境変化を敏感にとらえ、地域が抱える様々な課題の把握に努めるとともに、1人あたりの県民所得の低迷、人口減少、しまをはじめとする地域活力の低下といった本県の構造的な課題と正面から向き合うことにより、それらの課題の解決を図るための積極的な施策の構築と、併せて本県の将来を見据えた人材育成・活用対策にも重点的に取り組むとしています。また更には、「長崎県総合計画」に掲げる政策横断プロジェクト（「しまは日本の宝」戦略、アジア・国際戦略、ナガサキ・グリーンニューディール）には、特に優先的に取り組むとともに、職員の総合力を十分に発揮しながら、各部局間の横断的な政策展開を図るとしています。

3 本町の財政状況

本町は、平成16年8月の合併から平成25年に9年目を迎えます。

合併直後からの深刻な財政危機を「行財政改革大綱」に従い、町民の理解と協力を得ながら脱してきました。

平成23年度決算でみる本町の財政状況は、自主財源である地方税の歳入に占める割合は14.5%であり、依存財源である地方交付税は51.7%を占める結果となっています。

歳出においても、依然として人件費（20.6%）、公債費（23.2%）の義務的経費の占める割合が高く、今後も引き続きこの傾向は続いていく見通しにあります。

平成27年度からは「普通交付税一本算定」への段階的移行が始まり、現状の推移では、第二次財政危機を迎えることは必至であり、それを回避するためにも、「財政運営適正化計画」（平成23年3月作成）を堅実に実行しながら、安定的な財政運営を確立する必要があります。

平成25年度の予算編成に当たっては、「財政運営適正化計画」を指針としながら、「新上五島町総合計画」をはじめ「新町建設計画」、「過疎地域自立促進計画」等、各々の計画の実現に向けた施策を推進するとともに、踏み込んだ事務事業の効率化と緊急度の高い施策への重点配分を進めることとします。

そのためには、職員全員が本町の未来を見据えた視点を持ち、複数年度を視野にした予算編成にあたることが重要となります。

《「財政運営適正化計画」の見込みと現状を併せた推移》

〔歳入〕

①一般財源収入

計画における平成25年度の町税は、景気低迷や人口の減少、高齢化等により対前年度比▲7.2%減を見込んでおり、1億7千8百万円の減少となる。一方、地方交付税（普通交付税）においても、対前年度比▲0.3%、3千2百万円の減少と見込んでいる。しかし、平成25年度の総務省の予算では、交付税の出口ベースで対前年度比▲1.5%となっているため、町税とあわせれば約3億円程度の減少が見込まれる。

②町債

町債は、「臨時財政対策債」を除いて、当面の借入額を20億円と設定しているが、その中には合併特例債により平成26年度までに16億7,200万円の基金積立を行う計画があり、平成25年度は5億5,100万円の借入予定額が含まれている。また、学校校舎の整備や防災施設の整備等の大型事業の借入を予定しているため、継続的に実施可能な事業については、年度間の平準化による調整が必要となる。

〔歳出〕

③人件費

人件費は、定員適正化計画の実施により合併時から128人減少してきたが、平成28年度の400人体制を目標として、今後も微減傾向で推移する。

④扶助費等

急激な高齢化社会の進展とともに、扶助費や介護保険サービス等に要する社会保障経費の自然増が見込まれる。

⑤公債費

公債費は、地方債の借入制限に加え、繰上償還の確実な実施により年々減少しているものの、平成24年度末の地方債残高を普通会計で266億円程度と見込んでおり、計画を上回る改善となっているが、依然として標準財政規模の2倍以上の高水準にあり、財政硬直化の大きな要因となっている。

⑥投資的経費

投資的経費については、地方債の借入れ制限がある中、振興計画のローリングにより、より緊急性、重要性等を重視しながら地域の課題、町民の要請に答えられるべく事業を実施していく必要があるが、これから地方交付税等の縮減により逡減せざるをえないものと見込んでいる。

⑦物件費・維持補修費

物件費・維持補修費については、今後とも厳しい財政状況が続くことを考慮し、徹底した事務改善により、平成27年度までに平成22年度当初予算対比でマイナス5%のシーリングを設定している。

Ⅱ 平成25年度予算の編成方針

平成25年度予算編成は、本町の財政状況および「財政運営適正化計画」における今後の見込みを考慮すれば、緊縮予算を編成せざるをえない状況にあるものの、本町の総合計画に掲げる基本理念「つばき香り 豊かな海と歴史・文化を育む 自立するしま」－ 安心して生活できる環境づくりと交流・雇用の促進をめざして－ を柱として、以下の基本方針に沿った予算の重点化を図っていくこととする。

〈総合計画に掲げる本町の基本方針〉

- 1 にぎわいを創る地域交流の促進
- 2 安全、便利、快適な生活環境づくり
- 3 誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実
- 4 自立する産業の育成、雇用の確保
- 5 しまの誇り・文化の育成
- 6 参加と行動による協働のまちづくり
- 7 未来を拓く3つの戦略プロジェクト

1 基本的な考え方

- 【1】平成27年度から始まる「普通交付税一本算定」への段階的移行に対応していくため、「財政運営適正化計画」を堅実に実行し、町債の借入上限枠やシーリングの設定等を遵守し、物件費等の歳出縮減に努めながら、一方で住民福祉の向上を堅持した予算編成を行うこと。
- 【2】「定員管理適正化計画」に基づく職員定数の適正管理と「公共施設見直し基本方針・実施計画」による管理運営の効率化、業務の民営化や民間委託等を推進し、行政のスリム化を図ること。
- 【3】基幹財源である町税と地方交付税が逡減傾向にある中、歳出においても徹底した削減に努めながら、多様化する住民ニーズの的確な把握と「監査」や「決算委員会」での指摘事項を十分精査し、行政サービスの向上につながるよう対応すること。
- 【4】行政評価を経て実施した既存事業の総点検を行い、目的を達成した事業の廃止と、将来への事業効果の高い新たな事業の推進等、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ること。
- 【5】町民との協働によるまちづくりの推進を図るため、地域づくり団体、NPO法人等との連携を強化しながら、地域支え合い・集落支援対策等、地域生活に身近な行政課題の解決に向けた取り組みを推進すること。
- 【6】雇用の拡大を図るため、水産業・農林業の振興による地産地消の推進や椿関連産業をはじめとした地場産業の振興、環境・エネルギー産業の振興に向けた取り組みを強化していくこと。
- 【7】世界遺産登録推進と重要文化的景観の保護等、本町が誇る自然景観・集落・伝統文化を大切にす施策の推進を図ること。
- 【8】本町が持つ美しい自然環境を資源として、人、物が交流する観光施策、物流施策の推進を図ること。
- 【9】子育て、教育、そして保健医療等、住民生活に直結する施策の充実を図ること。
- 【10】「新町建設計画」に沿った、合併後の新しいまちづくり（ソフト事業）を進めていくために合併特例債積立金（「まちづくり基金」）の積極的な活用を図ること。
- 【11】財政運営の安定化の観点から年間総合予算の構築を徹底し、必要不可欠な予算は必ず当初予算に盛り込むこと。特に主要財源が未確定な6月期の補正予算は、災害関連経費など緊急を要するもの以外は認めない方針であるので留意すること。

個別事項

(1) 歳入

①町税

町税は自主財源の根幹をなすことから、課税客体の的確な把握と適正な課税に努めるとともに、徴収体制の強化と財産の差し押さえを含めた、滞納処分の厳正な対応により、町税負担の公平性の確保に努めること。

②分担金・負担金及び使用料・手数料

特定な町民の特別な受益への対価であることから、受益者負担の原則と公平性を基本とした料金体系を構築するとともに、施設の維持管理経費との整合性に留意した収入確保と未収の対応に努めること。

③国・県支出金

国・県の補助制度の動向を詳細に把握し、施策の転換等も考慮しながら財源確保に努め効果的な事業実施を図ること。

補助事業であっても将来的に財政運営を圧迫したり、環境や状況等の変化により当初の目的、効果が見込めない事業等にあっては、事業の縮小や廃止も含めて検討すること。

④財産収入

遊休町有資産については、「遊休公共施設活用事務方針」による所管課及び関係各課との連携のもと、効率的・効果的な利活用を推進し、貸付や売却等の適正処理を行い、収入の確保を図ること。

⑤町債

「財政運営適正化計画」に従い、単年度の起債発行上限を20億円以内としており、事業の選択にあたっては、緊急性が高く・事業効果等が見込まれる優先度の高い事業への充当となること。

また、簡易水道事業債等、特別会計における事業への起債借入が増加傾向にあり、後年度負担が特別会計の経営を圧迫し、料金の引上げや一般会計からの繰出金の増大になりえることから、要求に当っては財政課と協議を行うこと。

(2) 歳出

①人件費

職員の人件費については、総務課で一括作成し通知する。

時間外勤務手当については、これまでどおり休日勤務は原則振り替え対応とし、平日の時間外勤務においても、職員相互のカバー体制で行うなど、事務改善による縮減に努めること。

また、臨時（嘱託）職員の起用については原則認めないが、必要が生じたときは、総務課と協議すること。

②扶助費

扶助費については、高齢化等による逡増傾向にあることから、所要額の積算を精査し、適正な金額の計上と制度の運用を図ること。

また、単独事業については、制度の目的の達成度や合理性等を整理し、必要に応じ制度の見直しを検討すること。

③物件費

物件費については、「財政運営適正化計画」でシーリングが設定されており、一般事務用消耗品は在庫管理の徹底を図りながら極力購入を控えること。また施設の維持管理においては民間活力の導入の検討やリース料等の契約については合い見積の徹底等、経費削減に努めること。

交際費・食糧費の支出は社会通念上の概念を基本とすることから、通常では予算の計上は無いとの判断であるが、業務の執行上不可欠と判断される場合、「会計事務の留意事項」（会計課作成）中、「食糧費執行基準」により必要最小限の経費を計上することとし、金額の縮減や会費制の導入等により更なる経費削減に努めること。

④維持補修費

施設の老朽化が進み、維持補修費は逡増している。所管する施設の定期的な点検を実施し、未然防止や少額の修繕に繋げていくこと。

また、目的を既に達成したと思われるものや、老朽化が著しいもの等については適正な手続き等を行い、必要に応じ払い下げや廃止等の見直しに努めること。

⑤補助費等

補助金・負担金については、当初の目的・趣旨に沿って支出されているものであるが、補助金チェックシート等により、目的の達成度や事業効果、有効性など総合的に見直しを行い、必要に応じ縮小や廃止等に努めること。

なお、新規分については事前評価を受けた上で要求することとし、継続するものは必ず3年間の終期設定を行うこと。

また、指定管理負担金等を支出している外郭団体については、決算書等により経営状況を分析し内容の把握に努め、健全経営の指導等、積極的な関与を図っていくこと。

⑥投資的経費

新規事業については、当然ながら「行政評価事前審査」を受けての計上とすること。町債枠の上限の設定等、財源に限りがあるため事業の選択にあたっては妥当性、有効性、効率性等十分検討し、優先順位の高いものか

ら実施するものとする。なお、年度途中の安易な補正予算要求は認めないので、選択にあたっては慎重を期すこと。

⑦備品購入費

原則として要求できないものとする。

ただし、学校備品のほか、補助金等の財源が確保できるものについては財政課と協議すること。

なお、各施設における遊休備品の有効活用も視野に入れ検討すること。

⑧繰出金

各会計の内容及び繰出基準を十分把握した上で、適正化を図ること。

(3) 予算編成の日程について

○予算要求提出期限・・・・・・・・平成24年12月20日（木）

○予算要求書内容聴取・・・・・・・・平成25年1月上旬～（別途日程通知）

※提出部数3部